



厚生労働省より「令和3年度 地方労働行政運営方針」が発表されました。各都道府県労働局は、この方針に従って労働行政および管轄企業への指導などを行って行くこととなります。方針の中では、「**ウイズ・ポストコロナ時代**」という言葉が使われ、**在籍出向を活用した雇用維持や業種・職種を超えた再就職の促進**など、人材の流動性を後押しするような内容となっています。また、テレワークについても「**良質なテレワークの普及促進**」と表現されていて、柔軟な働き方ができる環境整備を行う企業へ助成金で支援するなど、働き方改革と連動した取り組みを行う方針が示されています。コロナ禍で企業活動を継続していくためにも、方針を踏まえ、自社に合った取組みを検討していきましょう。

■70歳までの就業機会の確保が努力義務に（2021年4月1日～）

これまでの高年齢者雇用安定法では、以下が義務づけられていました。

<2021年3月31日まで>

- ・60歳未満の定年禁止（定年を定める場合は、60歳以上としなければならない）
- ・65歳までの雇用確保措置（65歳までの定年引上げ、または65歳までの継続雇用制度の導入）

<2021年4月1日から>

上記の義務に加えて「**70歳までの就業機会の確保**」が**努力義務**となります



改正高年齢者雇用安定法が令和3年4月から施行されます

**65歳までの雇用確保
(義務)**



**70歳までの就業確保
(努力義務)**

70歳までの就業確保措置を講じることが「努力義務」となったことに伴い、**再就職援助措置・多数離職届等の対象が追加**されます。

努力義務であることから、喫緊に「定年70歳」へ動く必要はありませんが、いつ義務化されても対応できるよう準備を進めておく必要があります。また、「**65歳までの雇用確保**」と異なる点としては、以下の赤枠の事項があります。これらも踏まえて対策を検討することとなります。

次の①～⑤のいずれかの措置（高年齢者就業確保措置）を講じるよう努める必要があります。

- ① 70歳までの定年引き上げ
- ② 定年制の廃止

継続雇用の範囲が拡大！

- ③ 70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入
※特殊関係事業主に加えて、**他の事業主によるものを含む**

創業支援等措置

- ④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ⑤ 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入

※雇用ではなく個人事業主として就業機会を提供する

- a. 事業主が自ら実施する社会貢献事業
- b. 事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業

※ ④、⑤については過半数組合等の同意を得た上で、措置を導入する必要があります（労働者の過半数を代表する労働組合がある場合にはその労働組合、そして労働者の過半数を代表する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者の同意が必要です。）。

■ 過重労働解消キャンペーンの実施結果から学ぶこと

令和2年11月に実施された「過重労働解消キャンペーン」の実施結果が公表されました。今回は長時間の過重労働による過労死等の労災請求があった事業場や若者の使い捨てが疑われる事業場が重点監督の対象となりました。



法違反は全体の71.9%に及び、具体的には「違法な時間外労働：30.8%」「賃金不払残業：5.2%」となっていますが「過重労働による健康障害防止措置が未実施／不十分」なものが53.4%と突出して指導を受けている実態が明らかになりました。2019年4月の労働安全衛生法の改正により、産業医の役割強化が打ち出されており、この対策が十分でない事業場が多くあったものとみられます。



■ 夫婦が共働きの場合、子の扶養をどちらに入れるか？が明確になりました！

夫婦が共働きでそれぞれ被用者保険に加入している場合、子どもをどちらの扶養に入れるかについては、健康保険組合によって取り扱いが異なることもあり、一時的にどちらの扶養にも入れないという事例が散見されていました。この点を明確にする通達が発出されました（2021年8月～適用）。

- ・ 年間収入が多い方の被扶養者とする
- ・ 夫婦双方の年間収入の差額が1割以内である場合は、届出により決定する
- ・ 夫婦の双方または一方が共済組合の組合員であり、扶養手当等の支給があるときはその者の扶養

※上記の他、一方が国民健康保険の場合など、様々なパターンの例示が発表されています

社会保険労務士法人トップアンドコア

【本社】 東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 46F TEL：03-3349-8370

【名古屋支店】 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1 JPタワー名古屋 7F TEL：052-589-8753

【福岡支店】 福岡県福岡市博多区住吉 1-2-25 キャナルシティ・ビジネスセンタービル 6F TEL：092-273-0503

